

第 3 回 中央区自治協議会 会議録

開催日時	平成 27 年 6 月 26 日（金曜）午後 3 時 00 分から午後 5 時 25 分まで
会 場	市役所本館 6 階 講堂
出席者	<p>委員</p> <p>藤田委員, 清水委員, 田村(幸)委員, 外内委員, 浅野委員, 高橋委員, 加藤委員, 渡部委員, 中村委員, 本間(之)委員, 青木委員, 廣瀬委員, 川崎委員, 伊藤委員, 竹田委員, 大堀委員, 関谷委員, 三條委員, 菊地委員, 佐藤委員, 水品委員, 豊嶋委員, 星野委員, 津田委員, 長谷川委員, 相田委員, 杉原委員, 李委員, 井上委員, 岩田委員, 田村(勝)委員, 肥田野委員, 大坂委員</p> <p>出席 33 名 欠席 5 名(志賀委員, 津吉委員, 本間(伸)委員, 小島委員, 渡辺委員)</p> <p>事務局</p> <p>[新潟市役所] 地域包括ケア推進担当部長, 水と土の文化推進課長, まちづくり推進課長補佐, 教育総務課長</p> <p>[中央区役所] 区長, 副区長, 健康福祉課長, 建設課長, 南出張所長, 東出張所長, 区民生活課長補佐, 保護課長補佐, 地域課長, 地域課長補佐, 教育支援センター所長</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>○会議の成立について 委員 38 名中 33 名出席のため, 規定により会議は成立</p> <p>2 教育長挨拶 前田教育長</p> <p>3 議事（議長＝豊嶋会長）</p> <p>（1）中央区の特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案について（意見聴取） （資料 議 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6）</p> <p>（議 長） それでは, 本日配付いたしました次第をご覧ください。議事が 2 点, 報告が 4 点でございます。それでは, 次第に沿って会議を進めていきたいと思っておりますので, よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは, 議事「(1) 中央区の特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案について（意見聴取）」でございます。事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>（事務局） 中央区総務課の吉崎でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>資料議 1-1 中央区の特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案について（意見聴取）をご覧ください。自治協議会の条例の規定に基づきまして, 平成 28 年度に向けて特色ある区づくり事業の企画立案について, 自治協議会の皆さま方からご意見</p>

を伺いたいというものでございます。

ページを捲っていただきまして、資料議 1-2 をご覧ください。これまでの特色ある区づくり事業、平成 25 年度から平成 27 年度の事業について、事業名、事業期間などを両面一枚にまとめたものでございます。今年度は 11 事業となっております。その次のページからはホチキスで綴じたものでございますが、詳細な内容になっておりますので、後ほどご覧いただければと思っております。

続きまして資料議 1-3 特色ある区づくり事業と記載のある一枚ものをご覧ください。特色ある区づくり事業の基本的な枠組みについて説明させていただきます。特色ある区づくり事業は、区役所が企画する事業と今現在、部会でも検討しております自治協提案事業の二つに分かれています。区分欄の上から二つ目、件数、限度額、期間をご覧ください。区役所企画事業の事業費などについては、件数制限なしで総額 2,800 万円を限度として、事業期間を原則 3 年としております。また、自治協提案事業の平成 28 年度事業については、只今検討中であり、決定次第、皆さまにご報告させていただきたいと思っております。参考といたしまして、平成 27 年度募集時の件数、限度額、期間を記載しております。上から四つ目の自治協議会の関与をご覧ください。区役所企画事業は、皆さま方自治協議会をはじめ、区民の皆さまからのご意見を反映させて、区の実施する事業に取り組むもので、自治協議会提案事業は、自治協議会自体が独自に提案し、企画立案、事業を実施するというように分けられております。

次に、資料議 1-4 特色ある区づくり事業（区役所企画事業）予算編成スケジュール（予定）をご覧ください。このスケジュールは予定でございますので、本日、区役所企画事業の提案募集をさせていただき、1 ヶ月後を目途に締め切らせていただきます。それを踏まえて、10 月まで区で企画案を作成し、その間、自治協議会の場で進捗状況の報告や委員の皆さまからのご意見を頂き、予算要求へと進めてまいりたいと思っております。事業提案の締切と提出先ですが、先ほどの資料議 1-3 に戻っていただければと思っております。一番下に記載してあります 7 月 31 日金曜日まで当課総務課の課長補佐山賀までお知らせいただければと思っております。様式等は問うておりませんので自由な様式でご提出いただければと思っております。

次の資料議 1-5 中央区のデータによる推移と資料議 1-6 新潟市における今後 10 年間のトピックをご覧ください。まず資料議 1-5 の表は、中央区の人口、高齢者の状況、子育て、生活保護など暮らしにかかわる状況を 7 年度前の平成 19 年度末と昨年度末の平成 26 年度末を比較して数値で表したものでございます。資料議 1-6 の年表は、これから 10 年間、新潟市内で行われる事業を示したものです。区づくり事業の提言の参考にさせていただければと思っております。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

（議 長）

ありがとうございました。只今事務局から説明がありました。こちらは自治協議会に意見を求められておりますが皆さまいかがでしょうか。ご意見、ご質問はございませんか。

（伊藤委員）

新潟地区コミュニティ協議会の伊藤です。2 点ばかりお願いがございます。具体的に申しますと、パパ・ママ子育て支援事業が平成 27 年度は 450 万円、昨年度は 340

万円ということで約 100 万円近く増えておりますが、この中のトピックスと申しますか、項目で前年度と比べて変わったものがあるかどうか。

もう一点、中央区地域防災力向上事業についても 170 万円くらい増えています。その理由はということなのかと。何かあればご説明いただきたいと思えます。

それから、区民協働森づくりモデル事業で 130 万円が 220 万円になっています。何かトピックスがあるのかと。私が指摘しているのは、この文書では分からないのです。単純にこの文書を見ても何が増えたか何も分からない。これではすぐ見ても、分析ができない。これを作る場合には必ずトピックスがあるはずなのです。前年度に比べてこれだけ増えました、こういう理由ですと。それを目にできれば、単純に済む話ではないですか。そういうことを踏まえた対応ですが、ポイントをずらさずに的確に用意していただきたいと。

もう一つ、くどいようですがけれども決算ばかり並べていらっしゃいますが、もちろんこれは予算も徴収して実行したから差はないとは思いますが、万が一、差が出ればどうしたのか。これは決算ばかりなのです、2 年連続。予算があつて決算だと思えますが。その辺が決算だけではなくて、予算が当初、このように計上していたと。それに対してこういう実績だったと。差はありません、差はありましたと。それがこれでは見えて来ないのです。これは時間の無駄です。みんな忙しいのですから一発で分かるように、公開の原則として正しく、普通に項目を挙げていただけませんか。

(議長)

ありがとうございました。事務局お願いします。

(事務局)

最初にパパ・ママ子育て支援事業についてご説明いたします。平成 25 年度 305 万 9,000 円の決算額になっております。そこから平成 26 年に 40 万円ほど増えております。実は今まで「たち！」という子育て関係の市民連携パンフレットを印刷してお配りしていたのですが、平成 25 年度までは日本語のものだけを作ってお配りしておりました。平成 26 年度に初めて英語版のものも 300 部作りまして配布しました。結果的にその分が 40 万円増えております。

それから、平成 27 年度予算につきましては、今度、中国の方でもこれを必要とする方がいらっしゃるといふことで、平成 27 年度におきましては、中国語版のパンフレットも作るという予定で、参考見積もりが 70 万円ほど上がっていましたので、同じ 300 部を作る予定で 70 万円加えました。残りの 40 万円上がっている分につきましては、日曜日にデッキ 401 で育児相談をやっております。親御さんが相談に専念できるように、子どものために遊び道具等を用意して行っているのですが、安全のために必要なマットですとか、そのあたりを新しく購入するために 40 万円ほど計上しております。金額が増えた理由はこのような内容です。

(事務局)

総務課です。2 点目の防災の部分について、10 ページになろうかと思えますが、170 万円ほど増になっている部分でございますが、具体的に言うと平成 27 年度の(4)地域版津波自主避難マップ作成事業、この部分の額が増額になっております。

それから、いわゆる平成 25 年度、平成 26 年度についての決算だけではなくて、予算等の部分を含めてということでございますが、今後の資料作成の中で、十分検討し

て配布したいと思っております。

(議 長)

もう一点あったかと思いますが、区民協働森づくりモデル事業の件ということで、伊藤委員から話があったと思います。お願いします。

(事務局)

建設課です。区民協働森づくり事業でございますけれども、昨年度につきましては、クロマツ苗の植樹を行ったわけですが、ライオンズクラブさんから寄附を頂いたということがあったということで、だいぶ効率よく植えることができたということがありまして、今年については寄付等なく、市の持ち出しという部分と、新たな植樹をする場所の土質改良ということで考えています。その分が増額になっていると。以上です。

(議 長)

ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(清水委員)

礎地域コミュニティ協議会の清水です。まちなか公共施設サイン事業について要望がございます。事業効果として外国人の生活空間・観光範囲の拡大を視野に入れて設置することによりと書いてありますけれども、これは主に公共的な施設に関して、この事業が組み込まれているように思うのですけれども、例えば外国人が新潟のまちなかに来た場合に、鍋茶屋通りというものがどういう通りなのかと。例えば拠点考えた場合、新潟市を回ってみて、この通りはどういう通りなのかと。どういったものの表示が、多分、民間のスペースで表示の場所を確保するのは大変難しいだろうとは思いますが、そういったまちなかの拠点の中身についても表示していただければと思っております。要望でございます。

(議 長)

事務局お願いします。

(事務局)

総務課でございます。今ほど委員からのご質問の4ページ部分でございますが、この部分については確かに公共施設が無い部分でございます。いわゆるストリートの部分については、土木サイド。今回の部分については、あくまでも区づくり予算の部分について明記しているものでございますので、それらのストリートの部分については、別の土木費の予算の中で土木部や中央区建設課もそうですが、それらでできるところから徐々にやっているところでございます。

(議 長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。無いようでございますが、先ほど伊藤委員から増額になった部分について、何かこういうことで増額になったというワンポイントがありましたら、ほかのところでもこの場でお話いただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。少しの金額ではなくて、何十万円という金額で増額になった部分だけでけっこうでございます。ワンポイントお話しただけですとここに出ている委員も理解ができるかと思っております。お願いいたします。

(事務局)

地域課でございます。資料議 1-2 安心してすこやかに暮らせるまちの二つ目、

中央区地域コミュニティ協議会活性化推進事業も若干金額が変わっておりますが、平成 25 年度と平成 26 年度の差については、会場が変わったことによる会場費分の増ということになります。それから、平成 26 年度と平成 27 年度につきましては、先ほど伊藤委員からお話がありましたけれども、平成 26 年度の金額が決算額ということで、予算ベースで見ると基本的には 180 万円程度ということで変わっていないのですけれども、平成 26 年度の決算がこういう金額だったということで少し差があるように見えているということになっています。地域課の分については以上です。

(事務局)

順次行きます。4 ページのまちなか公共施設サイン事業の部分についても平成 26 年度と平成 27 年度についての額がだいぶ違っていますが、平成 26 年度については、天寿園、南出張所や東地区総合庁舎の部分がありますが、平成 26 年度の南地区センターや東地区総合庁舎については、ちょうど耐震改修といった部分がありまして、事業費的に相当縮小を図ることができたということで、額が少なくなっていることと、平成 27 年度については、予定している施設自体が、場所により、木のもので配置しなければだめだとか、素材自体に配慮しなければだめという部分で若干上がっています。

(事務局)

区民生活課の石井と申します。資料議 1-2 の上のほうですが、とやの物語《セカンドステージ》につきましては、平成 25 年度の決算額ですけれども、予算額は 300 万円だったのですけれどもイベント当日が台風の直撃に遭いまして、当日、屋外イベントが全て中止になったことにより、残が出たものでございます。平成 26 年度は 300 万円、平成 27 年度は 350 万円ということで 50 万円増えてございますが、これにつきましては、とやの物語《セカンドステージ》の 3 年の最終年ということで、それを総括する事業ということで、環境講演会の充実や総括するための資料を作成することで 50 万円増えております。以上です。

(廣瀬委員)

豊照地区コミュニティ協議会の廣瀬です。今のものと同じようでございますが、私は初めてこの会議に出てこういうものを見せていただきまして、こういう事業をやっているのだというものを見ております。平成 26 年度単独事業ということで、新潟市・沼垂町合併 100 周年記念事業ということで、決算額 559 万 8,863 円ということで示しておられますけれども、当初の予算というのは幾らくらいあって、幾ら計上されて、これは 20 ページを見ますといろいろな事業をおやりになったと思っておりますが、本来、民間ですとこういうものに幾らかかるかという詳細がこの中に出るべきではないか。ですから、これだけの事業をおやりになったのならこの事業に幾ら金がかかるかと。予算を見て幾ら執行したかというものが出るのはないでしょうか。まさに予算が幾らあったか知りませんが、細かく合計だけ出ているということは、もう少し内容を自治協議会の委員の皆さんに知らせるべきではないかと思っております。

それから、いろいろ見ておりますと最終的にきれいに、水と緑が調和したやすらぎのあるまちでしょうか。とやの物語《セカンドステージ》にいたしましても、決算額 300 万円ということで示されておりますけれども、本当にこのようなきれいな数字で終わっているのかと疑問がございます。ですから先ほどの伊藤委員も言われましたよ

うに、何に幾ら使ったのかというものをもう少し細かく、予算いくらで財源がいくらか、委員に提示すべきではないかと感じております。

(議長)

事務局で今のこういった意見に関しましてどうでしょうか。検討していただけるものかどうかということも含めてお願いいたします。

(事務局)

地域課でございます。ご質問のありました新潟市・沼垂町合併 100 周年記念事業については、区づくり事業としての予算は、当初額 500 万円でございます。実際に、中身を検討していく段階でもう少し必要だということで、区づくり予算以外のところからお金を実際 59 万 8,863 円追加で支出したということになっております。詳細につきましても、この事業だけではなくて、ほかの事業も含めて今後の資料作成の際にご意見として参考にさせていただければと思っております。

(事務局)

とやの物語の平成 26 年度、決算額 300 万円につきましては、とやの物語のイベント自体が実行委員会形式でやっております、負担金として支出しております。その関係で 300 万円ちょうどとなっております。

(議長)

ありがとうございました。先ほど伊藤委員も手を挙げられたように思いますが。お願いいたします。

(伊藤委員)

1 点、16、17 ページ。地域課でやっている事業の中に芸妓に対するご支援があるのはよく分かるのですが、この事業は未来永劫やるのですか。それとも、何か期限を切ってしまうのでしょうか。いつをもって止めようとするのか。その辺の収支、どこでどうなるのかという予想が分からないのです。そのほかの砂丘館等につきましては、実際、ものが建って運営されています。いつをもって止めるうんぬんは無理だと思っておりますが、芸妓のうんぬんについてはいかがなものかと。その費用対効果も精査しないと場合によっては人件費に取られてしまっているのです。そういうものを補助金ということでやっているのではないかと疑義があったら大変なことになって、嫌な話になりますので違うのだと。実はこれはこういうことでストップをかけようと思っているのだと。そういう計画があれば聞かせていただきたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。事務局お願いします。

(事務局)

地域課でございます。これは、この事業に限らずですが、資料議 1-3 区づくり事業の基本的な枠組みの左側は区役所企画事業ですけれども、この上から 2 段目の件数、限度額、期間というところで、区づくり事業の区役所企画事業については、期間について、原則 3 年以内ということになっております。3 年を超えて引き続きやりたいと区で考えた場合には、その事業の効果ですとか、これまでの経緯などというものを評価した上で継続するかどうかを決めるということになっております。区づくり事業という以前は、基本的には 3 年以上はだめだということになっていたのですけれども、事業によっては必要な事業もあるだろうということで、自治協議会の場などを

通じて一定の評価をした上で、評価できるものであれば、3年を超えて4年目、5年目に入ってもいいよという制度に変わりましたので、今の時点では17ページを見ていただきますと、事業期間は平成25年度から平成27年度となっておりますので、今年1年実施した上で、また平成28年度もやりたいということであれば、この事業がどうだったかという評価をさせていただき、また、皆さま方からも評価していただいて、延長するかどうかを考えていくということでございます。

(議 長)

ほかにかがででしょうか。私から1点お伺いいたします。

先ほどとやの物語《セカンドステージ》の件で、今回は最終年ということにしたいと言っていたらっしゃいました。今までの総括も含めて、この金額になったということですが、新潟市にとって鳥屋野潟は大切な宝でございますが、その辺、今後についてはどう考えていらっしゃいますか。

(事務局)

先ほど申し上げた今年が最終年というのは、区づくり事業としてのとやの物語《セカンドステージ》として最終年ということで、とやの物語というイベント自体は今年で9年目を迎えております。鳥屋野潟につきましては、県で整備実施計画が策定されて、これからまた大きく変わろうとしておりますので、先ほど地域課からの話もありましたけれども、今年度、セカンドステージの総括をして、また継続していくかどうかということを検討して、続けていくような形になるのではないかと考えておりますけれども、検証してみたいと思っています。

(議 長)

ありがとうございました。皆さま方のお金のこともそうなのですが、内容のことについても意見がおありでしたら、この場を出していただくとありがたいと思いがいかででしょうか。

それでは、こちらはもう意見が無いようです。もし、今後ありましたら直接という形でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

(2) 信濃川やすらぎ堤利用調整協議会委員の推薦について (資料 議2)

(議 長)

それでは、次に議事「(2) 信濃川やすらぎ堤利用調整協議会委員の推薦について」でございます。事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

まちづくり推進課の清水と言います。

資料議2 信濃川やすらぎ堤利用調整協議会委員の推薦について(依頼)ということのお願いでございます。やすらぎ堤の利用に係る協議会ということですので、最初に河川敷の利用に係る説明を少しさせていただきます。

これまで、河川、河川敷につきましては、河川の安全、安定といった観点から公共団体以外の利用はなかなか難しい状況にありました。こういう状況にありましたが、国の成長戦略を踏まえ、河川敷地占用許可準則の改正がなされ、営業活動を行う事業者などが河川敷を占有することが可能となる都市・地域再生等利用区域を河川管理者

は指定することができるようになりました。この都市・地域再生等利用区域の指定というものは、簡単に言いますと、民間事業者による河川敷の営利目的の利用も可能となる区域の指定とご理解いただければよろしいかと思えます。これによりまして、全国各地で河川敷を積極的に利用しようという活動が行われるようになってきております。これらにつきましては、国ではミズベリングプロジェクトというプロジェクト名で取り組んでいるところでございます。

ここから本題になります。カラー刷りになっております区域図をご覧ください。先ほどご説明した都市・地域再生等利用区域を新潟市でも萬代橋から八千代橋の間のやすらぎ堤で指定したいということで、現在、信濃川を管理する信濃川下流河川事務所などと協議を進めております。河川敷の占用パターンにつきましては幾つか考えられますが、やすらぎ堤の占用にあたりましては、新潟市が国から一括で占用を受け、事業者は新潟市と使用契約を結んで利用してもらう形を取る方向で調整を進めております。契約を結んだ事業者は、一定条件の下、お店を出したりすることが可能となりますので、やすらぎ堤の活用を通じまして、新たな賑わいが生まれるものと期待しております。また、日常の管理は契約を結んだ事業者が行いますので、国は管理のコストを低減することができるメリットもございます。都市・地域再生等利用区域の指定に当たりましては、河川管理者や地元自治体などで構成される協議会で、地元の合意を図る必要があるとされております。今回、委員の就任をお願いする信濃川やすらぎ堤利用調整協議会がその位置付けとなります。また、協議会の大きな役割としましては、公募により募集する事業者がやすらぎ堤を利用する事業者としてふさわしいかを評価していただくことがあります。

カラー刷りの協議会開催スケジュール（案）をご覧ください。左にありますように今年度は2回程度の開催を予定してございます。案では、協議会から承認してもらうとなっておりますけれども、ここにつきましては、新潟市に意見を頂くという感じにしたいと思っております。最終的には承認は新潟市の責任で行う方向で、現在、検討しております。第1回目では、区域についてや利用及び管理運営に関するルールなどについて意見を頂戴する予定でございます。その意見を踏まえまして、新潟市から国に都市・地域再生等利用区域の指定について、正式に要望書を提出いたします。その後、区域の指定の決定や占用手続きを経まして、事業者の公募を行います。2回目の協議会では、応募のあった民間事業者について評価していただき、意見を頂戴するというような流れになります。

最後になりますが、設置要綱に添付の委員候補者（案）をご覧ください。先ほどもご説明いたしました。協議会につきましては、河川管理者や地元自治体などで組織する必要がありますが、学識経験者や地域の代表者からも就任していただきたいと考えております。やすらぎ堤を対象としたミズベリングの取組みにご参加していただきたいと考えております。委員の任期につきましては、2年を予定してございますが、この度、ご就任いただく委員につきましては、平成29年3月31日までを予定してございます。協議会出席に当たりまして、委員の謝金については1万3,000円を予定しております。説明については以上です。つきましては、中央区自治協議会の皆さまから1名就任していただきたく、ご推薦についてよろしくお願いいたします。

（議 長）

ありがとうございました。只今事務局から説明がありましたが、信濃川やすらぎ堤利用調整協議会委員に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

(肥田野委員)

公募委員の肥田野です。国土交通省のフレームでは、ミズベリングという事業がこれからいろいろ全国的に動いているわけですが、新潟の場合は、指定区域はやすらぎ堤の場所と出ていましたけれども、先ほどから鳥屋野潟や、萬代橋を越えて新しく公園ができたところというのは、港湾という部分のときに、水辺のつながりという部分で考えたときに、港湾、河川、そして潟の三つがあるわけですが、今後の展望を考えていったときに、例えば、そこを同じような活用をしたいと。市民が活用できる場所を作りたいといったとき、また、潟だったら潟の協議会みたいなものを作るとか、河川は河川でという構想だとか、その辺はどのような展開で考えているのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

鳥屋野潟は1級河川になりまして管轄は県になりますので、県との相談になりますけれども、まずこの場所で一回やってみて、さらに盛り上がり広がるようであれば、各管理者と協議して一体となった広がりについて相談させていただきたいと思えますけれども、新潟の中でやすらぎ堤が一番最初の事例になりますし、面積的にもけっこう大きな面積になりますので、これ全部が活用されるかどうかということも試験的に見ながら次の手順については検討させていただきたいと思っております。

(廣瀬委員)

豊照地区コミュニティ協議会の廣瀬です。今ご説明いただきましたが、私は、新潟へ来ましてまだ年数も経っておりませんが、やすらぎ堤というものが、ときたま広くなったりしております。どういう基準で広げているのか。ですから今、この図面にありますとおり、萬代橋から八千代橋の間、斜線がかかっています。この間は今言ったような店を出すとか何とかイベントをやるでしょう。あの幅で本当にできるのかと。あれをもう少し広げて、川を埋めて、これは国の関係、あるいは県、市、いろいろ行政がございますけれども、あの幅で本当にこれでいいのかと。行事などできるのでしょいか。子どもが行ったりしたときもフェンスもない。ですから、ああいうものをもう少し広げるといってお考えがないのか。広げて、極論ですが中之島のようなものを信濃川の中に、人口的な島でも造ってそういうものなら、もう少し利用価値があるだろうと。ただあれを少しずつ1メートル、2メートル広げているところがけっこうあります。あまり小手先のことでなく、もう少し抜本的に島を造るとか、あるいは1カ所だけでも広く持っていかどうか、こういうお考えがないのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

(事務局)

やすらぎ堤を広げるというお話になりますとなかなか国の話でもありますので、私からは答えづらい部分もあるのですが、現在も右岸側にはサンセットカフェという形で夜、ビールが飲めるような施設が出たり、NSTさんが川まつりという形でやすらぎ堤を活用されている部分もありますので、そういったものを参考にしながら活用を進めていきたいと考えておりますので、まずはこれをやらせていただきたいと思いますので、ご理解いただければと思っております。

(議 長)

廣瀬委員よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、こちらの委員に立候補される方、積極的なご意見も頂いておりますがいかがでしょうか。それでは、実は先日、委員の推薦につきまして総務運営会議で検討いたしました。資料の図面にもありますように、萬代橋から八千代橋にかかるやすらぎ堤の利用及び管理運営という観点から、地元コミュニティ協議会である南万代地区コミュニティ協議会選出の菊地委員、又は白山校区コミュニティ協議会選出の志賀委員が望ましいのではないかと。しかし、白山校区コミュニティ協議会の志賀委員は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の委員でもありますので、今回は南万代地区コミュニティ協議会選出の菊地委員にお願いしたらどうかということになりました。皆さまいかがでしょうか。

(異議なし)

(議 長)

それでは、菊地委員お願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

4 報告

(1) 中央区区ビジョンまちづくり計画第1次実施計画について

(資料 報1)

(議 長)

続きまして、4 報告に入ります。初めに報告「(1) 中央区区ビジョンまちづくり計画第1次実施計画について」でございます。事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

地域課の長浜でございます。私から区ビジョンまちづくり計画第1次実施計画についてご説明させていただきます。

それでは、お手元に配付しております資料報1 中央区区ビジョンまちづくり計画第1次実施計画をご覧ください。まず、一枚捲っていただきますと、「はじめに」と書いたページがあるかと思えます。こちらの上段に文書が書いてあり、下に図が書いてありますが、区ビジョンまちづくり計画というものは、新潟市の最上位計画であります新潟市総合計画、にいがた未来ビジョンと呼んでおりますが、こちらに掲げております、区ビジョンの基本方針、こちらの実現に向けた取組みを示す計画でございます。中央区ではにいがた未来ビジョンの計画期間に合わせまして、今年度から新たに8年間にわたる計画を策定したところでございます。その基本計画につきまして、4月に開催いたしました第1回の自治協議会で基本計画の冊子をお配りさせていただいたところでございます。本日、説明させていただく実施計画というものは、基本計画の実現に向けた具体的な事業や取組みをまとめたものでございまして、今後2年ごとに策定して、進捗管理を行っていく予定としております。これは、下の図になります。皆さまのお手元に配付しております資料につきましては、今年度から2年間の第1次実施計画というものでございまして、今年、予算が付いているもの、もしくは

は今年度から来年度にかけて実際に事業や取組みを予定しているものというものをとりまとめて掲載したというものになります。

それでは、資料に沿って簡単にご説明させていただきますが、皆さまご承知のとおり中央区は様々な都市機能が集積しているとともに、経済の中心地にもなっているため、区だけではなくて市全体で多くの事業を展開しながらまちづくりを進めているところでございます。そこで中央区といたしましては、これまで同様、本庁と連携しながら区ビジョンの実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。そのため、この実施計画には、区役所が主体となって実施する事業だけではなく、本庁が主体となって実施する事業で中央区にかかわりが深いものについても盛り込んでいるところでございます。事業数につきましては、再掲を含みますけれども、最後のページを見てもらうと分かりますが、115の事業を掲載してございます。その115の事業を基本計画で掲げております、五つの目指す区の姿ごとに整理をしているというところでございます。

計画書の見方になりますが、参考までに2ページをご覧ください。上段にいろいろな項目名が書いてあるかと思えますけれども、一番左の目指す区の姿からその隣の大分類、もう一つ隣の中分類、ここまでは区ビジョンまちづくり計画の記載に合わせておりまして、中分類の下に該当する事業の名称、事業の概要、工程・数値目標、担当する課をそれぞれ記載しているところでございます。記載の事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり115の事業が記載されているため、一つ一つの詳細については、本日は割愛させていただきますけれども、目指す区の姿ごとに掲載している主な事業を中心に説明をさせていただきます。

初めに2ページでございますが、「魅力的で活力あふれる拠点のまち」についてでございます。2ページの大分類の1 商店街、こちらには、No.1として商店街の活性化推進に向けて、「中央区拠点商業活性化推進事業の実施」という事業を掲げているところでございます。次の大分類の2 まちなか回遊では、No.4として本庁が進めている事業になりますけれども、「新たな交通推進事業」。それから、3ページになりあますけれども、区が取り組む事業としてNo.7からNo.9まで、「歩いて楽しいまちなかサイン事業」、「中央区外国人向け魅力発信事業」、「えんでこ（まち歩き）事業」の3事業などを掲載しているところでございます。

次に大分類の3 都市機能でございますが、4ページをご覧ください。4ページのNo.12「新潟駅周辺地区の整備」、それからNo.15「住民バスへの支援」といった事業を記載しているところです。

続きまして、5ページの大分類の4 交流人口でございますが、こちらには中央区を舞台として行うスポーツ、文化、芸術に関する取組みをNo.18から次のページのNo.24まで記載しておりますし、その下になりますが「万代島にぎわい空間の創造事業」として、旧水揚場跡地の利活用の検討ですとか、No.26「マンガ・アニメを活かしたまちづくり」などについても計画に盛り込んでいるところでございます。

次に、7ページからの「安心してすこやかに暮らせるまち」についてでございます。8ページの大分類の1 教育連携・社会教育という分類では、No.27からNo.30まで地域と学校の連携ですとか、生涯学習への支援に関する事業を盛り込んでいるというところでございます。9ページの大分類の2 協働でございますけれども、こちらの

中には特色ある区づくり事業として実施しておりますNo.31「中央区地域コミュニティ協議会活性化推進事業」に加えまして、No.32 からNo.36 までコミュニティ協議会や自治・町内会、自治協議会の活性化などに向けた取組みを記載するとともに、10 ページのNo.37 からNo.39 については、男女共同参画に関する取組みを盛り込んでいるところでございます。

続きまして、大分類の 3 健康・福祉というところでは、特色ある区づくり事業として、夫の育児参加を目的に夫婦で子育てに取り組むためのNo.40「パパ・ママ子育て支援事業」を含め、子育て支援に関する事業をNo.40 から 12 ページのNo.48 まで掲げております。そして、No.49 からNo.54 までが区民の健康づくりに関する事業、それから、13 ページのNo.55 からNo.57 が高齢者支援に関する事業、そして、次のNo.58 から 14 ページのNo.60 が障がい者及び生活困窮者への支援に関する事業を掲げております。なお、今ほどの中でもNo.55「超高齢地域 I C T利活用促進事業」は、特色ある区づくり事業として取り組む事業となります。

14 ページに戻っていただきまして、大分類の 4 防災・防犯というところでは、特色ある区づくり事業として実施いたしますNo.61 からNo.63 を含めて、災害に強い地域づくりに向けた事業というものをNo.61 からNo.67 まで 7 事業盛り込んでおります。また、区が主体的に取り組むものとしては、その次のNo.68 交通安全の推進に関する事業やNo.69 防犯対策の取組みに関する事業も掲載しているところでございます。

次の大分類の 5 生活環境につきましては、No.70 からNo.74 になりますけれども、こちらは市全体として取り組むものとなりますけれども、5 事業を盛り込んでいるところでございます。

次に 17 ページからの「水と緑が調和したやすらぎのあるまち」についてでございますけれども、18 ページから 19 ページにかけての大分類の 1 水辺では、No.75 に特色ある区づくり事業として実施しております、その名も「とやの物語」の開催というものを盛り込んでおります。また、No.78 の鳥屋野潟の整備に関する事業など本庁が実施する潟に関する事業につきましても掲載しておりますし、19 ページ、次のページになりますけれども、No.82 からNo.84 の鳥屋野潟や海岸の清掃に関する事業も計画に盛り込んでいるところでございます。

そして大分類の 2 緑化でございますが、こちらは特色ある区づくり事業として実施しております「区民協働森づくりモデル事業」をNo.85 ということで掲載しているところ です。

続きまして、20 ページからの「未来につなぐ歴史・文化のまち」でございます。21 ページの大分類の 1 歴史・文化という分類の中には、未来に向けた歴史・文化の継承としての事業を掲載しているところでございます。No.90 といたしまして、特色ある区づくり事業で実施しております「みなとまち文化推進事業 料亭の味と芸妓の舞」というものを掲載しているところ です。

また、次の大分類の 2 産業でございますが、22 ページのNo.94 に特色ある区づくり事業で実施を予定している「発酵食産業 P R 事業」というものを盛り込んでおり、中央区の伝統産業である発酵食の振興を図っていきたくて考えているところでございます。また、中央区は昔から商業都市として栄えてきた歴史がありますので、引き続き、魅力ある商業の振興を図っていくためにNo.96 からNo.102 まで、本庁と連携して取

り組んでいきます中小企業の経営支援や創業支援などに関する事業を盛り込んでいるところでございます。

次に、23 ページの大分類の3 まちなみでございますが、こちらは古町周辺の歴史的建造物や萬代橋周辺の都市空間などを活かしながら、景観に配慮したまちづくりを行うための事業として、No.103「柳都にいがた街並みづくり推進事業」というものからNo.105まで三つの事業を掲げているというところでございます。

最後に24 ページからの「区政運営の基盤」というところでございますけれども、25 ページの大分類の1 土地利用には、No.106 で市営日和山住宅の建替え事業、No.107 で「(仮称)国際青少年センター及び(仮称)芸術創造ファクトリー整備事業」を掲載しております。この二つにつきましては、どちらも大規模跡地の利活用に係る事業の中で、現時点で一定程度の方向性が定まっているということで記載しているものでございまして、その他の跡地利用につきましては、まだ検討段階であるということから、No.108 跡地利用の検討という形で計画に盛り込んだところでございます。

それから、大分類の2 公共施設でございますが、行政機能のあり方の検討といたしまして、老朽化しております東地域保健福祉センターの整備検討という項目を盛り込んでおります。

また、3 行政サービスというところでは、区民が利用しやすい行政サービスの提供を目指しまして、No.110 から次のページのNo.115 まで六つの事業を盛り込んだところでございます。「窓口改善運動の継続」や外国語による情報発信に引き続き取り組むほか、特色ある区づくり事業として、No.113「まちなか公共施設サイン事業」を実施いたしまして、外国人の生活空間・観光範囲の拡大に対応するため、案内サインの充実に取り組んでいきたいと考えております。

以上が中央区区ビジョンまちづくり計画第1次実施計画の主な事業についてのご説明となります。今後は、この計画に掲げている事業をしっかりと進めるのは当然なのですが、この計画全体の進捗状況につきましては、毎年自治協議会で報告をさせていただきたいと考えておりますので、その際はよろしくお願いいたします。私からの説明は以上となります。

(議 長)

ありがとうございました。只今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

(中村委員)

紫竹山校区コミュニティ協議会の中村と申します。一つ一つの事業の詳細については、予算書などを1階の地域課の奥の資料室で閲覧することは可能なのでしょうか。

(事務局)

地域課でございます。地域課の隣の市政情報室に公開している情報はあるのですが、事業の内容をどこまで詳しく知りたいかということによっても、閲覧できる資料がどこまで揃っているかということになるかと思っておりますので、一番右の担当課というところが区役所となっているところであれば、このような場で区役所に問い合わせただけであれば一番確実かと思えますし、本庁の所属になっているものであっても、これについて詳しく聞きたいということでお話をお聞かせいただければ、私ども

から本庁に話をし資料を頂いて、個別にご説明することができるかと思いで、その形が一番詳しく把握できるかと思いで。

(議長)

ほかにいかがでしょうか。

(佐藤委員)

女池校区コミュニティ協議会の佐藤です。最後のページ、25 ページに土地利用の項目があるのですが、今、自治会で一番困っているのは空き家対策なのです。空き家対策が全然載っていないのです。さっと目を通しただけなので、載っているかもしれませんが、その辺はどうお考えでしょうか。各自治会でも空き家で自治会に入らない、どんどん幽霊屋敷みたいになっていて困っているのですけれども、その辺をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

空き家対策については、区というよりは市全体、場合によっては全国的な問題にもなっているということで、今、いろいろと法令の整備なども進んでいるところでございます。市といたしましては、条例を整備し、これから対応していこうということもあるのですけれども、そもそも国で空き家対策の特別措置法というものが成立いたしました。危険空き家というものについて一定程度、行政が関与できるということに今後なっていくかと思いで。今、新潟市としてはこれから出てくる国のガイドラインというものを踏まえて、新潟市として具体的な空き家対策、こういうものを危険空き家として認定しよう、認定した場合にはこのように進めていこうというマニュアルと申しますか、そういうものを今、建築部で整備の作業は進んでいると聞いておりますので、それがあ程度しつかりとできあがると、市全体として空き家についてこのように対応していこうという具体の対策がまとまってきて、その際にまたいろいろとご説明できるかと思いでしております。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。それでは無いようですので次に移らせていただきます。

(2) 地域包括ケアシステムの構築にむけた体制整備について (資料 報2)

(議長)

続きまして、報告「(2) 地域包括ケアシステムの構築にむけた体制整備について」でございます。事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

地域包括ケア推進担当部長の仁多見です。実は私、平成23年度、平成24年度と2カ年にわたりましてして中央区長を務めさせていただきました。その節は大変お世話になりました。昨年の4月から地域包括ケア推進の担当をさせていただいておまして、本日は地域包括ケアの内容につきましてご説明に上がりました。

もう既に何回か地域包括ケアシステムについてはお聞き及びのことと思いでありますが、委員の皆さまの改選もございましたので、簡単に地域包括ケアシステムとはということからお話しさせていただきます。資料報2をご覧いただきたいと思います。左上に

図が示されてございますが、住まいを中心に医療、介護、生活支援、介護予防ということで取り囲んでございます。これは、例えば病気を抱えたり、あるいは要介護となったりという方々が、いつまでも住み慣れた自宅や地域で暮らしていきたいと、そういう方々を支える仕組みということで、この度、国で提唱された仕組みでございます。上の医療、介護というのは、在宅で暮らされている皆さまの医療ですから在宅医療が中心になると。介護についても同じように、介護の部分の居宅介護ということで、在宅で暮らしている方の介護、これはいわば専門職の分野でございますので、今までも仕組みとしてはございましたが、さらにこれを強化していく必要があるということでございます。今回、新たに設けられた一番大きなポイントが右下の生活支援、介護予防でございます。ここが今までかかわっていなかった多様な主体の方々による支えあいということで、まさにここに地域の皆さま、住民の皆さまにご参加いただくということになるかと思えます。大事なところは、誰か困っている人を助けるという視点だけではなく、ご自分のためという視点もでございます。それはどういうことかという図の下に書いてございますが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいづくりや介護予防につながると書いてございますけれども、これから高齢者の皆さま、どんどん人数が増えてまいります、そういう高齢者の皆さまはいつまでも元気でいただきたい。そういう要素も実はこの生活支援、介護予防の中に一般の市民の皆さまにもご参加いただくという意味合いが含まれてございます。

背景でございますが、今ほど申し上げた高齢者の皆さまはどんどん増えていく。このピークが、団塊の世代と言われる人口が一番膨らんでいる層が、75歳以上である後期高齢者になるのが平成37年ということでございます。そこまではどんどん増えている。それから、高齢者の単独世帯も増えている。認知症高齢者の増大というまさに在宅を支える環境が厳しくなっているという中で、在宅を支える仕組みを強化していかないとだめだと。当然の如く、医療・介護ニーズも増大していくということになりますので、これまで進めてきた在宅医療をさらに強化していくため、左の四角でございますけれども、新潟市では訪問診療を行うお医者さんを支える仕組みといたしまして、ここに書いてございます在宅医療・介護連携支援センターというものを各地域に展開していきたい。そういう支援センターを作ることによって訪問していただくお医者さんを増やしていきたい。また、在宅医療ネットワークと言いまして、お医者さん一人がんばってもできるものではありませんので、例えば訪問看護師であるとか、24時間の訪問介護士であるとか、あるいはいろいろな職種の皆さまからかわりを持っていただきながら、在宅医療を支えていくという、在宅医療ネットワーク網を新潟市全域に作っていきたい。今現在、各区に一応、ネットワーク網は立ち上がってございますが、まだまだ空白区域がございますので、できるだけ空白区域をなくしていきたいと考えてございます。

右が、先ほど申し上げた多様な主体によるサービス提供ということで、生活支援、介護予防の分野でございます。何よりも健康寿命を延伸していきたい。このところで、新潟市の特徴が実は、新潟市は平均寿命と言われるものが比較的成績がいいと。男性は平均くらいなのですけれども、女性が政令市の中でナンバー1で平均寿命が高いのです。それに比して、いわゆる健康寿命が男女とも平均より下回っています。したがって、どういうことかというそれだけ要介護状態の期間が長いということにな

りますので、新潟市としても、できるだけ健康寿命を延ばしていく必要があります。そんな意味合いからも生活支援、介護予防に取り組んでいく必要があると思っております。

一番下の四角でございますけれども、中期的な目標は平成 37 年、先ほど申し上げた団塊の世代の関係でございます。当面の目標でございますが、実は今回の介護保険制度の改正で、3 カ年以内にいわゆる介護予防・生活支援サービスの提供をする新総合事業といいますけれども、それも実施しないといけないとなっておりますので、新潟市としては平成 29 年度から本格実施したいと思っております。

右をご覧くださいと思います。地域の皆さまにどんなことをお願いするのかということでございますけれども、これは助け合い活動のマトリックスということでもとめたものでございます。上の表頭で、ご近所、地縁組織、有償ボランティア、非営利団体とございますけれども、ご近所はいわゆるご近所、地縁組織の中に自治会であるとか、コミュニティ協議会であるとかということになろうかと思えます。具体的な活動内容が左の表側になっております。欄に○や△、×がついておりますが、○が取り組みやすいもの、△が比較的取り組みやすいもの、×が少し難しいというものでございます。したがって、ご近所であれば見守りや交流、ちょっとした生活支援は取り組みやすいけれども、家事援助になるとハードルが上がると。食事や移動支援、通院、買い物などはご近所では難しいといった整理になってございます。したがって、新潟市としては、できれば○を中心にして、地域の皆さまからご活躍いただけないかと思っております。

その中でも特に、実は居場所というものが、新潟市の場合、現在既に 400 カ所以上ございます。地域の茶の間やサロンやいろいろ名称は分かれておりますが、居場所ということ言えば 400 カ所以上ございます。実は、こんなに数が多くあるのは、ほかの都市にはあまりございません。しかも居場所というのは非常にいろいろな機能を有しているということで、新潟市としては、もし今、地域で何も活動していないと言うところは、まずはこういった居場所から始めてみたらいかかと思っております。

そういうことで、いわばモデルとして設置させていただいたのは、昨年 10 月、東区の紫竹に「実家の茶の間・紫竹」を立ち上げさせていただきました。これは運営を河田圭子さんと言いまして、何十年も前からいわゆる有償の支えあい活動でございます、まごころヘルプであるとか、あるいは地域の茶の間、うちの実家というものをお作りになられて、瞬くうちに全国で活動の輪が広がっていったという創設者でございますが、その河田さんから運営を手伝っていただきながら、今、週 2 回、月曜日と水曜日、茶の間を開かせていただいております。もう既にオープン以来、市内のコミュニティ協議会であるとか、いろいろな団体の方々からご見学をいただいておりますし、市外からも大勢の関係者の皆さまからご見学をいただいております。そういうことで、こういうモデルになるような施設を今後、各区に 1 カ所ずつ作っていきたいと思っております。今年度は 3 カ所、来年度は残りの 4 カ所ということで、八つの区全てにモデル的なものを作っていきたい。したがって、皆さまに地域の中で居場所をといるときに、それと同じものを作っていただきたいということではありませので、地域の中でできる範囲で、又は地域でふさわしいやり方でいいと思うのですが、その参考にしていただくという意味合いでのモデルでございます。

裏面を見ていただきたいと思います。平成 29 年度の本番までに向けての体制づくり、地域の皆さまに活動をお願いということで、それを支えるという体制といたしまして、協議体とコーディネーターを配置していきたいと思っております。協議体につきましては、新潟市全体で一つ、区域、行政区で一つ、それから日常生活圏域と言いまして、今、地域包括支援センターがございますが、これが 27 に分かれてございます。その 27 圏域ごとに協議体を作っていきたい。協議体とは何をやるのかということが下に書いてございますけれども、まさに活動をされる当事者による検討組織ということで、例えば、地域の現状把握をし、地域の課題を発見し、不足するサービスを作り出し、もう一つ大事なことは生活支援コーディネーターを選出し、コーディネーター活動を支援していくという役割を担うものでございます。具体的な構成団体のイメージは、左下に小さくなって申し訳ありませんが、支援団体等というところにコミュニティ協議会であるとか、自治会であるというものが入ってこようかと思いますが、そのほかに区社会福祉協議会であるとか、生協、農協、区老連といった様々な団体が想定されます。コーディネーターでございますが、原則は協議体の構成の中からコーディネーターを選んでいただく。コーディネーターは何をするかという、真ん中のところでございますが、役割としては資源開発、不足するサービスの創出やサービスの担い手の育成・支援、あるいは様々な関係者のネットワーク構築ということで、いわば皆さまの活動を下支えするような役割を担うということになるかと思えます。

今年度、私どもはこういう体制を改めて整えた上で、圏域ごとの協議体につきましては、27 圏域、今年度全部を作るわけにはいきませんので、各区最低 2 ヶ所くらい作っていききたいと思っております。中央区は 4 圏域ございますので、そのうちの 2 圏域の協議体をできれば作っていききたいと思えます。そんな体制が整った上で、改めて先ほど申し上げた地域でやっていた活動に対しまして、今後、新たに介護保険の財源を活用しまして、活動費の助成を行うこととなります。したがって、その内容についてお示ししながら改めてモデル事業を展開し、平成 29 年の本番に結びつけていきたいと考えております。

ただ、協議体やコーディネーターと言ってもなかなかイメージが湧かないと思えますので、今日配付させていただいた追加資料がございますが、研修会を企画させていただきました。日程は 8 月 18 日でございます。会場は朱鷺メッセで、内容につきましては、午前中の基調講演では、この度、新潟市と包括連携協定を結ばせていただきました公益財団法人さわやか福祉財団の堀田会長からお出でいただき、お話を聞くことにしております。ここに一般の市民の皆さまにもご案内を差し上げたいと思えますので、ぜひ区の自治協議会の委員の皆さまにもふるってご参加いただければと思っております。また、午後につきましては、改めて各地域コミュニティ協議会の皆さまにご案内を差し上げて、ワークショップを通じながら支え合いの仕組みづくりにつきまして理解を深めていただこうと考えてございます。私からの説明は以上でございます。

(議 長)

それでは、只今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(渡部委員)

笹口校区コミュニティ協議会の渡部です。いろいろ説明していただいたのですが、私なりに考えますと総論は非常によく分かるのですが、私どもの地域のようなところと、進んでおられるところとでは格差があるわけですが、大体この時点くらいまでは全地域でやらなければいけないという指標と言いますか、目標と言いますか、そういうものはこれから作られるのでしょうか。それとも考えておられるのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

(事務局)

具体的にどこまでというのは、なかなか難しゅうございまして、基本的に先ほど申し上げた、新潟市ではできるだけ今、強みである居場所などを通じて一番地域の皆さまに取りかかりやすい居場所などがいいのかと思うのですが、居場所というのはできるだけ身近なほうがいいのです。特に、歩いて行ける距離ということになるとやはりできるだけ近く。そうすると、そんなことが一番望ましい姿は新潟市全体に空白区域なく広がっていくということが望ましい。そうすると、そんな理想から言うと、ある意味でいうと、自治会大くらいなのかと思っておりますけれども、いきなりそこへ行くまでには、ある程度の時間がかかるのかと思っておりますので、できればコミュニティ協議会の中にどこか1カ所くらいそうしたところがまずは出てくるのが最初の目標。その次に、2カ所、3カ所というように広げていくと。そういったステップでいきたいと思っております。

(議長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(井上委員)

公募委員の井上です。お伺いさせていただきたい点がいくつかありまして、最初のところのページにあった在宅医療支援体制の整備のところ、在宅医療・介護連携支援センターの整備と言いましたが、そもそも、今整備されている地域包括支援センターというのは元々ご存じのように、在宅介護支援センターというものの機能を強化すべく、保健師であるとか、介護支援専門員の主任介護支援専門員というものを配置して、ここに書いてあるのは、医療と介護の連携機能を強化するためにそういった職員が配置されたと記憶しているのですが、さらに言えば、平成23年から新潟市では独自に機能強化職員ということで、社会福祉士もさらにそこに配置していると記憶しておりまして、新たに屋上屋を重ねるような形でこういったセンターは果たして必要なのかどうかというところに疑問を感じたのでそこについて一つ目。

それから、裏の協議体のところですが、例えば同じような話になってしまうのですが、新潟市の社会福祉協議会でコミュニティソーシャルワーカーというものを平成23年に配置されていると思うのですが、そういった既に協議会組織があり、コーディネーター機能を持つ職員が配置されているにもかかわらず、これもまた新たにコーディネーターとして配置することにより、混乱をきたさないのかどうか。また、仮にそれが社会福祉協議会で出てこないということは、非常に違和感があり、そもそもそういった地域福祉も地域包括ケアも含めて、高齢者に限らず障がい児童も含めた地域づくりというものを担ってきたのは、社会福祉協議会であるという前提に立つのであるとするならば、新たにこういったものを構築するというあり方が果

たして適切なかどうかというところにも疑問を禁じ得ないのですが。以上、2点について回答を頂ければと思います。

(事務局)

前段の地域包括支援センターとの役割分担という点で、確かに地域包括支援センターというのは、当初、地元という屋根で医療面なども含めて、連携を取っているという意味合いで設置されて活動してきたわけですが、地域包括支援センター単独で今、現状という分析で国も支援していますけれども、医療連携というところが弱い。したがって、例えば、先ほど申し上げた在宅医療ネットワークというものが、今、市内の各地域で立ち上がっておりますけれども、そこに地域包括支援センターの皆さんや、あるいは介護についている皆さんも参加していただきながら、医療者といろいろな意見交換をする中で、やはり連携など今までやられていなかったのです。したがって、ここで新たに立ち上げるというのは、在宅医療・介護連携支援センターというのは、実は今、保健衛生サイドで医師会と一緒にしながら、モデルとして進めているところなのですが、他の先進都市と言いますか、そういったところで一つのこういう形で実際にやられている。そこを一つのモデルにしながら今、検討しているようです。したがって、地域包括支援センターとここで進めようとしている在宅医療・介護連携支援センターというのは、どちらかという医療に軸足を置いた連携になりますので、現在の既存のセンターと被ると言いますか、ややこしくならないような整理をしていくと思っています。

それから、社会福祉協議会の関係でご質問があったと思うのですが、協議会の中では、構成団体のイメージに社会福祉協議会と載っておりますけれども、社会福祉協議会はまさにこういうところにかかわっていて、そういう意味では第一人者だと思っています。したがって、先ほどコミュニティソーシャルワーカーというお話がありましたけれども、まさにコーディネートを行うにふさわしい資格、あるいは知識を持っているということでございますので、協議体の中から場合によっては、区社会福祉協議会の現コミュニティソーシャルワーカーが選ばれると。そういうことも、それは協議体のお話し合いの中で当然あり得ることだと思っています。ただ、コーディネーターに選ばれないとしても、協議体には必ず加わっていただくとお思います。

(井上委員)

1点目についてなのですが、例えば医療よりであったとしても、ここで新たに設置しますということで、できてしまうことによって、そこと包括支援センターの連携がうまく取れるのかどうかや、例えば、既存の包括支援センターの機能強化をさらに強くするというだけではだめなのかどうか。やはり単純な疑問はあるのです。あとは今の社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーの話についても、それだけ市が補助金を拠出して、社会福祉協議会に人員を配置しているのが厳然としてある中で、そういったものを有効活用していくという発想がないともったいないというのが率直な意見というところもあり、当然、その連携というのは図っていかれるのだと思うのですが、気になったので質問させていただいたところです。

(事務局)

前段の地域包括支援センターとの関係については、地域包括支援センターは、要支援1、2のコーディネートについてはますます役割を担っていただく必要があるの

で、そこは十分、今の力を発揮していただいて、医療面については、医療サイドが中心になってやっていかないと回りませんので、そういう意味では、そこははじめをつけていかなければと思っています。

社会福祉協議会については、実はそれだけ、先ほど申し上げたように、力を持っていますので、ぜひ、今回我々が仕組みを作った体制の中で十分力を発揮してもらおう。それこそまさに有効活用だと思っています。

(議長)

ほかにいかがでしょうか。

(大堀委員)

浜浦小学校区コミュニティ協議会の大堀です。非常に難しいお話でよく分からないのですけれども、結局、介護保険制度が変わって要支援1, 2, 要介護1, 2, 3, 4, 5のうち仮に要支援1, 2が市で制度的に面倒見なさいという発想のスタートなのですか。そういうことを踏まえての今日のご説明なのですね。

(事務局)

もう少し正確に詳しく、簡単にお話ししますが、要支援1, 2の中のホームヘルプとデイサービス、その部分が、実は全国画一的にやられていたものを市町村の裁量でやるということになりまして、ホームヘルプとデイサービスのサービス主体は、従来の介護保険事業者と同じことと新たにNPOやそういう活動団体、もう一つに住民の皆さまという仕組みだと。したがって、前の介護保険のサービス主体は、サービスも残る。ただし、一部としてそういう形が新たに入り込むということになります。

(議長)

ありがとうございました。ほかにございますか。

(三條委員)

湊地区コミュニティ協議会の三條と申します。先ほど、地域の茶の間のことについておっしゃられていたのですけれども、実は私は、今年の4月から町内会長を仰せつかるようになったのですけれども、私どものしも町も空き家がものすごく空いているのです。だから、それを利用して地域の茶の間を立ち上げようということをいろいろしてきたのです。市の補助金だとか、助成だとか、あるいは社会福祉協議会の助成などもいろいろ検討して、そのことによって地域の見守りだとか、あるいはそういうものに通じて、防犯対策やいろいろなことができると思っているものですから、ぜひそれを取り組みたいと、いろいろ検討してみたのです。ところが、空き家を借りるにしても、最低3万円はかかると。どんなに安くても3万円くらいは払わないとだめだろうと。そうすると、市の補助金が半額とすると残りが1万5,000円、今の私どもの小規模の町内会を出せるかというところと少し無理なのです。いろいろしたのですが、湊地区のコミュニティ協議会の中でも、自治会によっては集会所を持っている町内会は幾つかあるのです。そういうところだと非常に楽にできるわけです。だから、何とか各町内に一つずつ集会所みたいなものがないかと。そうすれば包括ケアシステムにしても、そういうものに取り組んで、地域住民の健康等や先ほど言ったように防犯とか、避難するときの方策という話もできるので、そういうものを考えてもらえないかということが私自身の今の実際の心境なのです。この辺についていかがですか。

(事務局)

今現在、お茶の間の補助金というのは、社会福祉協議会を通じてやられる取り組みがありますけれども、年間3万円で多世代交流をやりと12万円でしたか。それはそれとして、今後、子どもも先ほど言った介護保険財源から、また新たに助成させていただくということになると。今も補助金等のセットが必要になるので、できれば、子どもとの一本化をした上で、内容も変えてしたいと思っています。その後でよく聞くのは、場所の問題で空き家や家賃というものがあるのですけれども、空き家については、空き家活用補助金というものがあるし、いずれにしろ他制度による補助金があります。したがって、我々居場所と言ったときに、必要となる経費という部分で、全庁的なそこを整理した上で、できるだけ皆さまが立ち上げられやすいようにしたいと思っていますが、何せ介護保険財源を活用しますものですから、そこに先ほど言った400カ所全てありますと。多額にかけますと、保険料などいろいろなものに跳ね返ってまいりますので、その辺との兼ね合いも考えながら考えていく必要があると思います。具体的には、できれば今年度中に、先ほど申し上げた体制を整える上で、その辺をお示ししながら簡単にやっていきたいと思っています。

(議長)

よろしいでしょうか。

(藤田委員)

有明台小学校区コミュニティ協議会の藤田です。地域包括ケアシステムについて、ある場所へ勉強してきたのです。今、仁多見さんの説明を聞いて一番感じたことは、高齢者、皆さん全体がものの考え方、思想を変えないとこのシステムは上手くいかないということがあります。できているところへ行くと、自らも介護の今の制度も矛盾だらけのまずい点もいっぱいあるのだけれども、自分の命や暮らしを一生懸命やって、いきいきと楽しんでいる姿を見たのです。私は今現在も、今までそれまでは暗く見ていたのです。国がお年寄りを見るのを、面倒を捨てて、市町村に投げつけたわけでしょう。ひどいね。それは、私たちが受け取ってやらなければだめなのです。本当にひどい社会です。しかし、現実にたくさんの方が私も含めて高齢者といったときに、みんながそうだなということをする。そういう考え方をする宣伝が市には必要です。それは今、こういう形で説明している会議については分かりました。では市役所はどれだけお金をくれて、どういう建物を造って、マンパワーをどれくらいにして、月々どうしてこうしてということを簡単な書き込みができるのです。それをやればすぐできるのです。ところが金がないと言っているわけです。介護保険の中でやっている金がない。市は金を出さなければならない。サービスは低下できないでしょう。何とかしなければだめです。やり出して勉強するといろいろ分かるのです。だから、それを見て、やるときにこういうこともそのとおりだけれども、思想を変えないとこれはなかなか面倒だと。変わったところは地域として、買い物支援とかみんな聞きましたけれども、私も見てきましたし、やっていましたけれども、そういう意味で、もう少し分かりやすいマニュアルを地域から出して、すぐこれからみんな集まって、会議していただいて、終わりでやってということ、まどろっこしいことを2年間などそんなことをやっても進まないのです。できるところからやってもらうには、マニュアルを作してほしい。これは要望です。

(議 長)

では、今の意見を参考にぜひともマニュアルを作っていただきたいと思います。
それからもう一点、私から。たしか対象者が高齢者だけではなくなったと聞きました。その点も説明をお願いします。

(事務局)

実は、これも国で言われていることなのですけれども、今回の地域包括ケアシステムの中では、共生社会ということが謳われてございまして、やった内容に応じて助成をするのではなく、包括的な助成をという言われ方をしております。その意味合いとして、いわゆる今回の包括については、高齢者の皆さまだけではなく、子どもたちやもっと皆さんなど誰でもいいのだよと。そういうことをぜひ地域の皆さまに目指してほしいという意味合いが含まれています。新潟市としてもできるだけそういう形で進めていきたいと思っております。

(議 長)

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

(3) 水と土の芸術祭 2015 について (資料 報 3)

(議 長)

それでは、次にまいりたいと思っております。

報告「(3) 水と土の芸術祭 2015 について」でございます。事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

皆さま、こんにちは。水と土の文化推進課長の塚原と申します。本日は、貴重なお時間を頂きまして誠にありがとうございます。

いよいよ開幕が間近に迫ってまいりました「水と土の芸術祭 2015」につきまして、事業概要の説明にまいりました。

お手元に配付させていただいております資料報 3 の水と土の芸術祭 2015 実施計画(案)の 3 ページをお開きいただきたいと思います。3 ページの一番上には、会期から書いてございますが、芸術祭の会期は、7 月 18 日土曜日から 10 月 12 日月曜日、祝日になりますが、87 日間となります。

会場の構成はその下に書いてございますけれども、今回の芸術祭の主役は潟でございます。メインフィールドを、鳥屋野潟をはじめとする四つの潟に設定しております。芸術祭の全貌を紹介いたします中核施設として、潟へ誘うベースキャンプを中央区の旧二葉中学校に、それから鳥屋野潟に隣接いたしました天寿園といくとびあ食花をサテライトにそれぞれ位置付けております。これら各会場への交通アクセスにつきまして説明させていただきます。42 ページをお開きいただきたいと思います。

1 基本方針 (2) に記載してございますとおり、メインフィールド、いわゆる四つの潟へ出かけるときに車以外でのアクセスを向上するために、古町からツアーバスを運行いたします。それから、(3) に記載してございますベースキャンプへのアクセスでございますが、ベースキャンプ旧二葉中学校への敷地内につきましては、一般車両の駐車を禁止するという方法をとりましたので、パークアンドライドですとか、公共交

通でのアクセスを推奨する方針を取ったことから、二次交通といたしまして、古町から旧二葉中学校行きのシャトル便、これはジャンボタクシーを使いますけれども、こちらを運行してまいります。まち歩きですとか、レンタサイクルの準備もいたしましたので、そちらの活用を図りながら車に頼らずに楽しむ芸術祭を目指してまいります。

次に、3 ページをご覧くださいと思います。8 番に主要事業について記載がございます。これらの四つの事業、市民プロジェクトから始まりまして、シンポジウムまでが芸術祭の4 本柱になっております。今回の芸術祭につきましては、これに加えて、食とおもてなしにつきまして力を入れてございますので、これらか五つの事業について該当ページをご覧くださいながら説明をさせていただきます。

それでは一枚お捲りいただきまして、4 ページになります。4 ページは市民プロジェクトについて記載してございます。これは市民の皆さまが企画・運営するイベントでございまして、本芸術祭の根幹をなす象徴的な事業でございます。(5) に実施件数が記載してございます。今回は 109 件もの事業が市内各所で開催されるということでございます。

次の5 ページ以降にプロジェクトの一覧表を記載してございますが、中央区におけるプロジェクトにつきましては、6 ページの冒頭の 10 番から 47 番までの 38 件となっております。今回の市民プロジェクトの特徴といたしましては、過去の芸術祭で参加いただいたアーティストを自ら招聘された市民によるアートプロジェクトが 11 件に上っているなど、非常に見応えのあるプロジェクトが展開されるというのが特徴だと思います。なお、市民のアートプロジェクトのうち中央区でも 15 番のプロジェクト、22 番、25 番の 3 件がこれに該当するプロジェクトになってございます。

本日は、お手元に市民プロジェクトの紹介のリーフレットもお配りしてございますので、市全域で行われます多様なプロジェクトをぜひ楽しんでいただきたいと思っております。

次に 11 ページをお開きいただきしたいと思います。11 ページは、2 本目の柱でございますが、こどもプロジェクトについてです。こどもプロジェクトは次代を担っていただきます子どもたちにアートに触れる機会を提供いたしまして、個性や創造性、心豊かな人間性を育むことを目的とした事業でございます。ワークショップの種類といたしましては、一覧表が下の半分から次のページまで続いておりますけれども、アートをはじめといたしまして、踊り、音楽、食など多彩なメニューを準備いたしまして、18 のプログラムを 40 回実施するほか、七つのプログラムについては、学校現場に出前でおじゃまして、授業で展開していこうという計画でございます。また、「みずつつち給食」と題しまして、来月になりますが、市内の全小中学校を対象に推奨メニューを提案してございます。それから、一番下になりますが「みずつつち合宿」ということで、東日本大震災の被災地の子どもたちと本市の子どもたちが交流する 2 泊 3 日の合宿を 2 回実施してまいります。こどもプロジェクトの紹介リーフレットにつきましても、本日、皆さまのところにお配りしてございますので、後ほどご覧いただければと思っております。

次に、お隣り 13 ページになります。3 本目の柱はアートプロジェクトでございます。アート作品は上の一覧表にございますとおり、今回は 56 作家によります 69 作品

を展示してまいります。アート作品については、中央区ではベースキャンプで 19 作品、鳥屋野潟におきまして 7 作品、まちなか、古町で 1 作品ということで合計 37 作品を展示してまいります。15 ページをお開きいただきますと、このページから 26 ページにかけて、アート展示に係ります作家作品の一覧になっております。こちらについても、後ほどご覧いただければと思います。

次に 28 ページでございます。28 ページはパフォーマンスということでございまして、アートプロジェクトの中にはアート展示のほかにパフォーマンス部門がございまして。鑑賞型で四つのプログラム、それから参加型の三つのプログラム、合計七つのプログラム構成となっております。こちらのパフォーマンスの部門もパンフレットをお配りしてございますので、ご覧いただきたいと思っております。以上 2 点がアートプロジェクト、3 本目の柱でございました。今回のアート作品の観覧につきましては、一部のパフォーマンス部門を除きまして、全部無料で見られることになっております。どうぞ皆さま、気軽に何度でも会場にお越しいただきまして、楽しんでいただきたいと思います。

次に 30 ページをご覧ください。これが 4 本目の柱のシンポジウムです。自然との共生をテーマに会期中に 2 回開催してまいります。また、一枚お捲りいただきまして、32 ページの (3) に記載がございまして「みずつち座談会」と題しまして、芸術祭参加アーティストを交えました座談会を 5 回開催してまいります。

次に、お隣 33 ページでございます。これは、食・おもてなしについてですが、こちらは主要事業の一つに匹敵する位置付けで行うプロジェクトでございまして。新潟の食の魅力の発信と地域住民によるおもてなしで構成しております。食の取組みといたしましては、(1) のカフェのアになりますけれども、3 週間ごとに五つの会場を旅する潟（かた）るカフェという移動カフェを展開していくほか、旧二葉中学校ベースキャンプ内に学校の購買をイメージしまして、潟るカフェ購買部の 2 店舗を展開してまいります。

一枚お捲りいただきまして、34 ページでございます。こちらは地域のおもてなしということで、一覧表をお付けしてございますが、地域住民の皆さまによる魅力的なイベントを各種実施してまいりますので、ぜひお楽しみいただきたいと思います。

以上、5 本の主要事業につきましてご説明してまいりました。水と土の芸術祭は、肩ひじ張らない芸術祭でございまして、ぜひ地域の皆さま、ご友人、ご家族などお誘い合わせの上、気軽に芸術祭を楽しんでいただきまして、一緒に盛り上げていただければと思っております。

最後に 1 点だけ宣伝をさせていただきたいのですが、7 月 10 日を予定しておりますが、芸術祭の公式ガイドブックが発売開始になります。1 冊税込み 500 円で販売をしておりますが、このガイドブックは芸術祭を楽しむ上では必携のツールとなっております。作家や作品のコンセプトの紹介ですとか、作品設置場所の詳しい地図情報、それから展示エリア周辺の観光ガイド、グルメ情報なども掲載してございます。また、先ほど説明した古町から発車しますバス、シャトル便などにもこのガイドブックを持っていると無料で乗車できる仕組みになっておりますし、協賛していただいている文化施設や飲食店での優待機能などが付いております。また、会場を訪れてスタンプを集めるスタンプラリーという機能も持っておりますので、ぜひご家族で

お楽しみいただきたいと思っております。お子様向けには小中学校を通じましてスタンプラリーの台紙を無料で配布する計画でございます。

以上、長くなりましたけれども、皆さまの来場を実行委員スタッフ一同、心よりお待ちしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(議 長)

ありがとうございました。只今の事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。ありがとうございます。ありませんという声を頂きました。

(4) 部会からの報告について (資料 報4-1 4-2 4-3)

(議 長)

続きまして、報告「(4) 部会からの報告について」でございます。「拠点と賑わいのまち部会」から順に報告いただきます。ご報告の時間は手短にお願いしたいと思います。なお、ご質問等がございましたら、全ての部会からの報告後にまとめてお受けしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。まず「拠点と賑わいのまち部会」座長の浅野委員からのご報告をお願いいたします。

①拠点と賑わいのまち部会

(浅野委員)

上所校区コミュニティ協議会の浅野です。この度、座長に選出されました。

先般6月12日、第1回の会議を催しまして、座長の選出並びに副座長、書記の選出、3名が決定されました。なお、編集部会委員の選出についても2名の方に決定されました。

これからの2年間における部会の事業についてのテーマを皆さんとお話ししました。それにつきましては、平成25年度、平成26年度の事業説明が事務局からありました。それに伴って、皆さんからの意見をたくさん頂きました。ただ問題は、いろいろな面で集約ができませんでした。それに伴いまして、以降の部会ですけれども、引き続き、これについてもう一度検討します。集約して、いいテーマができればと思っております。主だった意見についてはご説明できませんけれども、多種多様な意見がありましたので、一応、ご覧になっていただければと思っております。

(議 長)

ありがとうございました。続きまして「人にやさしい暮らしのまち部会」座長の田村(勝)委員からご報告をお願いいたします。

②人にやさしい暮らしのまち部会

(田村(勝)委員)

私から要約いたしまして、資料に基づいて報告させていただきたいと思っております。

第1回の部会を6月5日、14名の委員の出席を得て開催させていただきました。初めての部会でしたので、自己紹介をやった後にそれぞれの役職を選任させていただきました。従来、副座長につきましては、1名でございましたけれども、私ども今年度、取り組む事業は非常に間口が広く、奥行きがあるものでございまして、また、部会の中で小部会、あるいは小委員会を立ち上げなければならないということ

も予測されまして、副座長 2 名体制ということにさせていただいたわけでございます。

それから、会議の公開、非公開でございますけれども、いろいろと検討した結果、検討の内容においてプライベートにかかわることも多々出てまいるということが予測されましたので、部会として非公開ということにさせていただいたわけでございます。その後、各委員から今取り組んでいる、自治会・町内会、あるいはコミュニティ協議会の実態、あるいはまた悩み等をお聞かせいただいた中で、それらの地域の共有化を図るべく、討議をさせていただいたわけでございます。全くフリートーキングという形で、今回はやらせていただきましたので、結論というものは取ってございません。

そういった中で、次回の参考ということで、宿題を一つ出ささせていただきます、今年度、それぞれの委員が調査、検討をやってみたいというものをアンケートとしてお出しをいただき、それをまとめて次回の議題としたいということで会議を終わらせていただいたわけでございます。第 2 回目を 6 月 12 日、同じく 14 名の委員の出席にて開催をさせていただきました。ということで、前回のアンケートをとりまとめましたら、前年度の事業を継承したいという意見が一つありましたし、また地域の問題について取り組んでいきたいというご意見もありました。それともう一つ、防災、災害について調査、検討をしてみたい。こんな大きな三つのくくりが出てまいりまして、これによりまして、討議を重ねました。途中からまたフリートーキングという形に切り替えまして、何とか糸口を掴みたかったですけれども、この会で議題を絞ることができませんでした。そういったことで、次回、執行部の案としてたたき台を提案させていただくとうことで会議を閉めてございます。以上でございます。

(議 長)

ありがとうございました。続きまして「水辺とみなとのまち部会」座長の藤田委員からご報告をお願いいたします。

③水辺とみなとのまち部会

(藤田委員)

藤田です。ご報告いたします。

6 月 10 日第 1 回の「水辺とみなとのまち部会」を開きました。出席、欠席委員は書いてあるとおりです。事務局もこのとおりです。

議題です。まず、座長をどうするかとういことで、私、藤田が座長に再び選ばれました。副座長は星野隆委員と、書記は小島良子委員が決まりました。それから、「中央区自治協議会だより編集部会」委員には、大堀隆夫委員と関谷美紀枝委員が自治協議会だよりの編集委員に選出されました。

議題 2 に入ります。事務局から平成 26 年度の部会の事業がどういったことをやられたか説明がありました。2 番目に平成 27 年度のこの部会の事業、前年度でどういったことが話されたか、簡潔に資料説明がありました。それに基づいて今年度からどうするかということで、提案事業の企画書に基づいてフリートーキングでいろいろ意見を出しました。内容が集約されて以下のとおりです。一つは、情報共有ネットワークの構築ということが前回ありましたので、その線に沿って各団体との情報交換、あるいは大学教授や有識者から勉強する機会を考えたらどうかと。2 番目に新潟開港

150年祭について前年度から考えていたのですが、意見の中では、浅草観音堂というのがあるのですよ、その由来は、昔、港と船の安全祈願として観音像を作って、新潟の海など5港に贈られているそうですよという新しい情報が出されました。そして、文書が少しあるのだけれども、ほとんどの記録が正確でないというか、よく分からない。そういう意味で、新潟以外のところ4港について調べてみてはどうかという意見がありました。開港150年祭ではなくて、新潟は360年前にニュータウンとしてできたのだよ、城下町ではないが基盤の目のように、この堀や道が整備されてできた街並みだ。これは珍しいのですよということで、そういう意味で360年も視野に入れた考えはどうですかということ。それから、先般、早川堀で小さな堀ができましたけれども、あれはあのままにしておくで大変ね、もっと人の流れを知り、それを活かす方法を考えたらどうですかという意見がありました。今後の部会を進めていく上で、どうしても難しい作業になるので、コンサルタントというか経営コンサルタントのような方に委託することがあっても、主導権は私たち部会が持つことだ。丸投げにはしない。必ず私たちが主導権を持ってやろうじゃないか。それが去年の運営企画・サポートを依頼したことをとてもよい形で、結果として事業ができた。今年度も視野に入れる方向にしたいと。

次回の部会では、もう一度、少し意見をそれぞれ出していただいた後で、私でそれを取りまとめて、新しい年度の「水辺とみなとのまち部会」の方向を決める予定です。以上です。

(議長)

ありがとうございました。各部会からの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

5 その他

(議長)

それでは、5 その他に入りたいと思います。前回の自治協議会におきまして、津吉委員から質問がありました、都市再生特別措置法における新潟市としての取組みについて、都市政策部のまちづくり推進課が来られていますので、ご説明をしていただきたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

まちづくり推進課の清水です。前回の自治協議会で、昨年改正されました都市再生特別措置法についてご質問があったということですので、こちらにつきましては、本来、都市計画課が所管しておりますが、代わって私から概要について、簡単になりますがご説明させていただきます。

都市再生特別措置法ですが、すごく簡単にまとめますと、急速な情報化、国際化、少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化、及び都市の居住環境の向上、都市の再生をするために制定されたというような法律になります。この法律は、昨年8月に改正されましたが、改正では立地適正化計画というものを市町村が定めることができるということが謳われました。立地適正化計画というものがどういふものかということでございますが、これにつきましては、都市生活に必要な施

設、具体的には医療や福祉、商業などの施設になりますが、これを誘致する区域、都市機能誘導区域といいますけれども、こういったものや長期的に人口密度を維持する区域、これは人口減少の中にあっても、引き続き、住宅地として人口密度を維持していく区域ということになります。そういう区域として住居誘導区域を定め、長期にわたり持続性の高いまちづくりに向け、現時点から緩やかに誘導を図るための計画でございます。

立地適正化計画につきましては、新潟市でも今年度、来年度の2ヵ年での策定を目指して、策定に着手したところでございます。今年度につきましては、基礎的な検討としまして、都市の現状分析や都市構造の課題を踏まえ、誘導区域の設定方針の整理などを行う予定でございます。計画策定にあたりましては、国の手引きでも、住民意見の反映や関係機関との連携などの重要性が謳われてございますので、所管する都市計画課では、今年の夏の終わりから秋口を目標に、自治協議会の皆さまにご説明に伺う予定としておりますので、もう少し具体的内容につきましては、そのご説明までお待ちいただきたいと思います。以上でございます。

(議 長)

ありがとうございました。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。残念ながら津吉委員は、今日欠席でいらっしゃいますので、事務局から伝えていただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、前回自治協議会のときに、本間伸子委員より教育関係の周知と教育委員会の制度改革における教育長の役割についての質問がございました。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

教育総務課の上所と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

教育に関してご質問を頂きました。まず一つ目、教育情報の提供について、資料は用意してございませんがご報告させていただきます。

初めに、新潟市の教育の情報提供でございますが、教育委員会では事務局各課所管の事務、事業につきましては、市のホームページやリーフレット、チラシなどで市民の皆さまに情報提供をさせていただいています。先月お配りした資料は、教育委員との区教育ミーティングを実施するにあたり、テーマ設定や当日の意見交換の際の参考資料としていただきたいということで、各課の情報を抜き出して、今回初めてお配りさせていただいたものでございます。委員の皆さまのお手元にいつている資料については、残念ながら市民の皆さまに、今お届けできる状態ではございません。しかし、教育委員会各課の事務事業をまとめたものを同じタイトル名でございますが、「新潟市の教育」ということでホームページに掲載して情報提供させていただいております。また、市政情報室に印刷したものを置いてございますので、ご利用いただければと思っております。

次に、教育ビジョンの進捗状況についての市民の皆さまへの情報提供等でございます。教育ビジョンの着実な取組みのためには、施策事業の評価、そしてその評価に基づく事業のさらなる実施というものが大切だととらえております。教育委員会では、市民、学識経験者などの外部委員による教育ビジョン推進委員会というものを設けて、進行管理を行っています。施策評価と施策を教育委員会が進める上でのご意見を

頂きながら、教育ビジョンに取り組んでいるところでございます。その教育ビジョン推進委員会の評価結果につきましても、市のホームページで公開しておりますのでご覧いただければと思います。

また、教育委員会の1年間の活動について、議会への報告・公表というものが法律で義務付けられております。例年9月議会に報告していますが、その報告では、教育ビジョンの評価も含めて報告をさせていただいております。これにつきましても、ホームページでご覧いただくことができますので、よろしくお願いいたします。なお、教育ビジョン推進委員会は、公開で開催しておりますので、機会がございましたら足をお運びいただければと思っております。

次に、教育委員会制度についてご説明させていただきたいと思っております。これについては、資料他1ということで、4枚ものの資料を用意させていただきました。これに基づいて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。この教育委員会制度につきましては、昨年実施しました、教育委員と自治協議会の委員の皆さまとの区教育ミーティングの第1回目のテーマということで、意見交換をさせていただいております。本日、お配りした資料は、昨年の資料を基に作成したものとなっております。まず、1枚目のA3の資料と2枚目のイメージ図をあわせてご覧いただければと思います。A3の資料は、これまでの教育委員会制度の仕組みと本年4月からスタートしました、新しい教育委員会制度の仕組みということで、対比の形で作らせていただいております。変わった部分、変わらない部分、それぞれあるというところでございます。

初めに、これまでの教育委員会制度の仕組みについて、ご説明させていただきたいと思っております。それが左側の部分となります。戦前におきましては、教育に関する事務というものは、専ら国の事務とされておりました。国家政策として進められてきたところです。戦後、そういった戦前の教育行政の反省から教育委員会は首長から独立した非常勤の委員による合議制の執行機関として設置されました。特に上の四角囲みの一つ目の丸にレイマンコントロールと記載してあります。このレイマンコントロールという言葉で表現されているのですが、教育や教育行政の専門家でない一般市民の非常勤の委員で構成される教育委員会の委員による合議により、大所高所から基本方針を決定するという仕組みです。そうして決定した方針に基づいて、教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行するという仕組みとなっております。

そういったことから、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を指揮監督する教育長という責任者が2人いるという体制となっていたところです。平成23年に大津市の中学生がいじめを苦に自殺するという事件が発生しました。委員の皆さまもご記憶あるかと思いますが、それを契機に、只今説明してきたこれまでの教育委員会制度は権限と責任の所在が曖昧であり、制度が形骸化しているのではないかと。また、住民に対する最終的な責任を負う首長に権限がないことが問題ではないかなど教育委員会制度の見直しの議論が高まり、その結果、今回の改正となったものでございます。そして資料の右側の新制度へつながったところです。

新しい教育委員会制度では、これまでの教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、それと首長との連携の強化を図るといった内容となっております。教育行政の責任の明確化

では、これまでの教育委員長と教育長を統合した新教育長を置き、教育行政の責任者は教育長であることを明確にしております。

次に、住民に対する最終的な責任を負う首長のかかわりについては、お手元の資料の3枚目をご覧いただきたいと思います。3枚目の資料は、今回の法律改正の概要を文部科学省がまとめたものでございます。その概要のところの2番、総合教育会議の設置、大綱の策定の部分、これがその仕組みとなります。首長が総合教育会議を設置し、教育委員会と課題について協議、調整を行う。また、教育委員会と協議、調整の上、その自治体の教育の方向性を示す教育の大綱を策定するというものでございます。これが首長のかかわりの仕組みでございます。その他の改正については資料を後でご覧いただければと思います。

最後の4枚目をご覧ください。新潟市教育の大綱というところでございます。今回の法律改正を受け、新潟市では、4月1日から新教育長ということで、前田教育長が就任しております。また市長は4月27日に総合教育会議を設置し、これまで2回、意見交換をしております。2回、総合教育会議を開催しております。この2回の会議の中で、教育の大綱について教育委員会と意見交換をし、協議、調整が整ったことから、お手元の資料のものを新潟市の教育の大綱と6月8日付で、市長が決定いたしました。今後は、市と教育委員会はこの大綱を尊重し、両者はこれまで以上に相互の連携を図りながら、教育行政に取り組んでいくこととなります。新しい教育委員会制度についての説明は以上です。

(議 長)

ありがとうございました。只今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、教育支援センターから教育ミーティングについてでございます。事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

教育支援センターの樋口でございます。

それでは、私から7月31日に開催を予定しております1回目の教育ミーティングについて説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料他2をご覧ください。初めに開催の日時ですが、これにつきましては、4月23日の区自治協議会で既にご案内をさせていただいておりますが、7月31日の区自治協議会の開催日に合わせて実施をさせていただきたいと考えております。開催の時間につきましては、午後1時15分から概ね1時間30分程度ということで記載しておりますが、午後の3時から区自治協議会が控えておりますので、2時半ごろを終了の目処としまして予定しております。

2の会場ですが、市役所本館6階の講堂を予定しております。

3 担当教育委員は、吉村正史教育委員、藤田政子教育委員の2名でございます。

最後4の懇談テーマですが、「地域と学校の連携について」(地域と子どものかかわり)というテーマを設定させていただきました。なお、テーマの設定につきましては、委員の皆さまから教育ミーティングテーマアンケートにご提案を頂いた内容などを参考としまして、教育を担当する「人にやさしい暮らしのまち部会」で協議していただき、総務運営会議で承認していただきました。会長、副会長をはじめとして各委

員の皆さまからご協力をいただき、大変ありがとうございました。私からの説明は以上です。

(議 長)

ありがとうございました。只今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ほかに何かございますか。

それでは、以上で本日予定されておりました議事は、全て終了いたしました。これをもちまして平成 27 年度第 3 回中央区自治協議会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。

(事務局)

最後に事務局からご連絡をさせていただきます。

次回の開催日程でございますけれども、先ほど教育支援センターからも話がありました 7 月 31 日金曜日午後 3 時からとなります。会場は本日と同じ 6 階講堂です。

それから、これで一応、全体会議は終了となるわけですが、お疲れのところ大変誠に恐縮ですが、4 月の第 1 回の自治協議会で決定しました自治協議会委員推薦会議の皆さまにおかれましては、第 1 回の会議がこの後 5 階の 501 会議室で開催することになりますので、大変お疲れのところ恐縮でございますが、よろしく願いしたいと思います。

それから、最後になりますが、先日、実は市民の方から各委員あてに封入されたお手紙というものを地域課でお預かりしております。もし、必要だと思われる方につきましては、お手数ですが、お帰りの際、地域課でお預かりしておりますので、お立ち寄りいただきたいと思っております。内容につきましては、個人あての文書でございますので、地域課にお立ち寄りの際の中をご確認いただいた上で、お持ち帰りいただく、いただかない、あるいはいらないからいいということでご判断は委員の皆さまにお任せしますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

では、本当に大変長い時間、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

6 閉会

傍 聴 者	3 名
報 道 機 関	1 社